

## 湖東広域衛生管理組合規約の変更及び財産処分につき議決を求めることについて

平成31年4月1日から湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務のうち、可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務について共同処理する事務の区域から東近江市を除くよう湖東広域衛生管理組合規約の一部を変更すること並びに可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設に関する財産については、規約の変更にかかわらず同組合に帰属させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第289条の規定により、関係地方公共団体において協議することにつき、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 湖東広域衛生管理組合規約の一部を変更する規約

湖東広域衛生管理組合規約（昭和49年滋賀県指令地第1517号）の一部を次のように変更する。

別表中 「 関係市町の区域内（東近江市については、平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域に限る。） 」 を 「 関係市町の区域内（東近江市については、平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域に限る。）  
ただし、可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務については東近江市を除く区域内 」 に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

## 提案理由

東近江市の平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域が、湖東広域衛生管理組合の共同処理する事務のうち可燃ごみ及び廃乾電池の処分に関し、平成31年3月31日をもって利用を終了することに伴い、湖東広域衛生管理組合規約の一部を変更すること並びに同組合の可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設に関する財産処分について協議したく、本議案を提出するものである。